

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条ただし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十号を、令和八年一月二十七日午前八時三十分、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十号

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）第六十一条第一項の規定により令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の掲示における名称等の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 日時 令和八年一月二十七日 午後六時

二 場所 徳島市万代町二丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室